相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市田崎町四八番地ノ一、最後の住所不明　被相続人　亡　齊藤　ウノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

熊本市中央区新屋敷三丁目一六番九号

相続財産清算人　司法書士　松本　一也

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　中村みさお

住所　静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日二四二番地の六

二　生年月日　昭和二十四年九月一日

三　供託所　静岡地方法務局浜松支局

四　供託番号　令和八年度金第三六四号

五　供託金額　金六八五万四一五六円

六　裁判所　静岡家庭裁判所浜松支部

七　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

八　事件番号　令和八年（家）第二〇〇三九号

令和八年九月一日

静岡県浜松市中央区半田山五丁目三九番二四号

不在者財産管理人　司法書士法人浜松総合事務所　社員　中里　功

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　岩島　大助

住所　大阪府東大阪市稲田上町一丁目一番六号　第五美和ローポ三〇一号

二　生年月日　昭和四十四年三月二十五日

三　供託所　大阪法務局

四　供託番号　令和八年度金第四八九四号

五　供託金額　三〇、九〇六円

六　裁判所　大阪家庭裁判所

七　事件番号　不在者財産管理人選任申立事件

八　事件番号　令和八年（家）第八一八五五号

令和八年九月一日

大阪府大阪市北区西天満四丁目八番一七号　宇治電ビルディング五階

不在者財産管理人　弁護士　梶井　規貴

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　佐藤　しげ

最後の住所　長野県中野市大字西条六二番地　二　老人ホーム高社寮

二　生年月日　大正十二年二月四日

三　死亡年月日　平成二十七年十月八日

四　供託所　長野地方法務局

五　供託番号　令和八年度金第二一八号

六　供託金額　九一三、九八九円

七　裁判所　長野家庭裁判所

八　事件名　相続財産管理人選任申立事件

九　事件番号　令和六年（家）第一一一号

令和八年九月一日

長野市岡田町一六六―一　森ビル新館八階―三　倉崎・小林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　倉﨑亜希子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

令和八年九月一日

一、墳墓等所在地　広島市中区小町二番三五号

一、墳墓等の名称　戒善寺境内墓地

一、墓石名・死亡者の本籍及び氏名　①石川家（恵泉院幸譽抱石居士・慈照院美譽心月大姉）　広島市宇品鴨池三八　石川幸次郎・みよ　②山中家（敏達院慶譽誠厳海舟法尼）　広島市新川場町四番地　山中貞子、本籍不詳　榎崎正子　③磯辺家　広島市皆実町三―九〇七―二　磯辺與左衛門・とも子・正・旦・きよ子、熊本市新屋敷町水道端七四番地　安井京、本籍不詳　磯辺政　④三輪家　広島市宇品町海岸通り　三輪ミチ・正路　⑤重田家　広島市平塚町一六　重田義雄・年子・ナヲ・冨子、広島市富士見町　北村綾子　⑥山村家　広島市西白島五七―一　山村照次・重記・ヨシ、本籍不詳　山村孝信　⑦寺川家　広島市楠木町三―三三三　寺川英明・直一・安芸太郎・隆義・ヤス・志栄子・ミサヲ、本籍不詳　寺川直正　⑧藤田家　大分県中津市殿町一四三九番地　夏目清・勲・静子、愛媛県西条町字北原五四一番地　藤田マサ・リキ　⑨増田家　いずれも本籍不詳　増田いわ・寅次・熊蔵・半吾・英之・千代子　⑩小野家　広島市鉄砲町一三七―五　小野芳造・ヌエ・甚九郎、本籍不詳　小野善九郎

一、改葬を行おうとする者　広島市中区小町二―三五　戒善寺　髙雄　憲善

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年９月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社スカイネットワーク　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3513号　④株式会社スカイネットワーク　東京都港区麻布十番２―３―３　代表取締役　河村由利子　⑤本社営業所　東京都港区麻布十番２―３―３江波ビル402　⑥令和８年３月11日　⑧令和８年７月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区麻布十番二丁目３番３号　株式会社スカイネットワーク　代表取締役　河村由利子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

令和八年九月一日

一、墳墓等所在地　高知市塩屋崎町二丁目一三番四号

一、墳墓等の名称　妙國寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　石橋家（不詳）、福島家（福島新太郎、福島明美）

一、改葬を行おうとする者　高知市塩屋崎町二丁目一三番四号　妙國寺　住職　渡邊　泰秀